

1. 機械・農作業の共同化 ①

田植えの遅れや水の取り合い等の心の負担なく共同で農地を守る



事例	北在地集落営農組合						大津市		
面積 (ha)			協定参加者 (人)				協定開始	人・農地プラン 策定状況等	
	田	畑		農家	法人 農業生産組織	非農家			その他 土地改良区等
4.7	4.7	-	32	30	1	0	1	平成12年度	-
加算措置概要	-			棚田地域	-				

活用した地域資源 全員参加の集落営農組合

地区状況・経緯

堅田から西に7kmの山間部に位置する。高齢化が進み担い手が不足している。39戸のうち農家は26戸で平均耕作面積30a程度の兼業農家である。

土地改良事業の実施後、全員参加の集落営農組合を設立し、全ての実施田を預けてもらい、集落の農地を維持管理する基盤が出来た。個人で耕作する人には、組合が農地を貸し付けている（現在4軒）。

農地や集落営農組合を次世代につなげるための組織の充実を目指し、本制度に取り組むこととした。

取組内容

■**機械の共同化**：集落営農組合で一集落一農場方式を継続し、農機具の更新や担い手オペレーターの育成を行っている。

■**農作業の共同化**：農道、水路、法面、獣害柵の点検・維持管理を行っている。組合の作業は役員が都合の良い日を聞いて、3人1組のスケジュールを組む。女性にできる作業もあるため適所に配置している。

■**草刈りは個人**：草刈りまで組合で行うと皆が作業に出て来なくなると考え、個々で実施することになっている。共同の田植え・稲刈りの際に子どもたちは手伝いに来ないが、草刈りの際は帰ってきて手伝う姿も見られる。約20年前に草刈りの省力化を目的にセンチピードグラス※を植えており、管理がしっかりできているところは今でも効果が見られる。

※西洋芝の一種で、病中害に強く、雑草抑制効果が高いという特性がある

取組成果

■**負担軽減**：組合での機械、農作業の共同化により、従来負担だった田植えの時期の遅れや水の取り合いなどがなく気持ちが楽になった。

■**組合の健全運営**：農作業に参加したら時給をもらい、各家は集落営農から米を買う。この仕組みで、組合の収支バランスをとって運営している。

課題・展望

■**課題**：高齢化が進むと、組合の作業の役割分担で苦勞することが予想される。また、今後は後継者がいない農家の草刈りの対処策の検討が必要である。

■**展望**：約10年前には集落の親睦を深める行事がよくあったが、現役の若い世代は多忙のため行事等を簡略化する傾向があり、近年は少なくなった。親睦を深めることが地域活性化のエネルギーになるので、時間に余裕がある65歳以上の世代が実動するなど役割分担を考えていきたい。



機械の共同化（田植え機）



農作業の共同化（水路泥上げ）



農作業の共同化（法面草刈り）

1. 機械・農作業の共同化 ②

「主に仕事+できるだけ農業」で景観の良い農地を守る環境を目指す



事例	百済寺町集落協定						東近江市		
面積 (ha)			協定参加者 (人)	農家	法人 農業生産組織	非農家	その他 土地改良区等	協定開始	人・農地プラン 策定状況等
	田	畑							
13.6	13.6	-	23	23	0	0	0	平成17年度	-
加算措置概要	-			棚田地域	-				

活用した地域資源 景観の良い農地

地区状況・経緯

ほとんどが兼業農家で70歳以下は現役で仕事をしており、営農組合の作業は動ける70歳代の2人で主に実施している。高齢化が進んでいるため、15年後に農業ができるのは7名と予想される。集落内には認定農家が4名いる。昭和53年には営農組合を設立し、現在、営農組合利用は19軒、9haになっている。

本地域に地域おこし協力隊が来ており、幻の銘酒「百済寺樽」を集落内の米を使って復活させる取組を実施している。

減反補助金がなくなる中で、本制度が農地の維持管理に活用できることを知り、取組をはじめた。

取組内容

■**機械の共同化**：営農組合では、コンバインとトラクターを1台ずつを共同化し機械作業を行うことで、兼業農家の機械購入や作業負担を軽減し、農業継続を支えている。

■**草刈りは個人**：田植などの作業や草刈りは個人で実施している。

取組成果

■**農地の維持**：共同化した機械により営農組合で基幹作業を実施することで、現役で仕事をしている忙しい兼業農家の農地を放棄地にすることなく、琵琶湖や比叡山まで見渡せる景観の良い農地を維持できている。

課題・展望

■**課題**：昭和56年の土地改良事業時に整備した用水施設が老朽化しており、仮に更新することになれば2億円近くかかることが予測される。農地を維持するにも、1反あたり約1万円/年の経費が必要（土地改良区賦課金含む）で負担が大きい。

■**展望**：今後も、生活を支える仕事を主にしながらプラスαで農業をするという「主に仕事+できるだけ農業」を実現するために農地を集約し、ドローンによる施肥、防除等、更なる省力化により、託された人が無理せずに農業をすることができる環境を整えていくことが必要である。



機械の共同化



比叡山まで見渡せる農地



復活された百済寺樽

1. 機械・農作業の共同化 ③



農事組合法人任せにしない共同の体制づくり

事例	北野町集落協定						長浜市		
面積 (ha)			協定参加者 (人)	農家	法人 農業生産組織	非農家	その他 土地改良区等	協定開始	人・農地プラン 策定状況等
	田	畑							
15	15	-	4	2	2	0	0	平成23年度	○
加算措置概要	-			棚田地域		-			

活用した地域資源 農事組合法人の役員による効率的な仕事の割り振り

地区状況・経緯 畦畔法面が高い上流の田（約15ha）で本制度が活用できることを知り、取組を始めた。省力化を図る為に導入した自走式草刈機の能力を100%発揮させることが困難となっている。また、山脚地のため10a当りの収量は少ないほか、獣害フェンスを越えて農作物を食い荒らす猿害に悩まされている。毎年の獣害フェンスの保守点検では十数か所の補修が必要となっている。他集落に先駆けて平成6年に営農組合を結成し、農業は営農組合の構成員である男子世帯主のみが従事するものという環境になっていたため、家族で農作業の手伝いをするのがなく、若い世代などが農業に触れる機会が少なくなったことが課題である。

取組内容

- **機械の共同化・省力化**：平成22年頃から取り組んだ基盤整備事業による工事を実施するために、必須要件として営農組織を法人化し、また、美田の継承と農業投資の軽減を図るため平成26年に農事組合法人北野ファームを立ち上げ、省力化、機械化を進めている。現在経営面積24ha余（含、本制度対象地15ha）、集落総水田面積の90%以上を集約化している。本地域で集落営農組織を経て営農法人を立ち上げた理由として、先述の美田の継承と生活住環境の保全、そして農業投資の軽減が挙げられる。水張り転作扱いのほ場もいつでも水田に戻せるよう常日頃から田面や畦畔の除草等の管理は法人の責務としている。
- **農作業の共同化**：作業する人が固定化する傾向がみられ、定年退職者がメインになっているため、作業のお知らせ時には負担の分散化の声掛けをしている。また、担い手を育てるために、極力若い方に参加をお願いして、機械に触る場を作っている。作業は土日を中心に、法人の年間計画を示している。作業日近くになるとチラシを作り、集落の入口に掲示するため、住民の目に留まりやすい。そのため、集落に住んでいなくても土日に都合をつけて市街地から帰って作業をする若者もいる。参加する人数を把握して効率的な人員配置をするために、作業に出られない人は黒板に記名をする仕組みにしている。

取組成果

- **作業効率化**：作業日の参加者の人数に応じて農事組合法人の役員が効率的な仕事を割り振っているため、参加した人が充実感を感じられる作業ができている。田植えには25~26人以上が集まり、誰一人、手を抜くことがないため目を見張るスピードで作業が進んでいる。平時の農作業は7~8人前後の定年退職者が中心となって進めている。
- **コスト削減**：本制度を導入したことにより、営農法人の生産コストは下がった。過去5年の米60kg当たりの生産費及び10a当り労務投入人数は以下のとおり。（各年度決算書による）

年度	H27	H28	H29	H30	R元
生産費 (60 kg当り)	9,631円	9,376円	9,476円	9,459円	10,272円
投入人数 (10a 当り)	2.49人	2.71人	2.74人	2.66人	2.63人

但し、法人総経営面積（水張り転作田含む）の管理に要した人数である。R元年度は、極度の不作で生産経費が増嵩した。

課題・展望

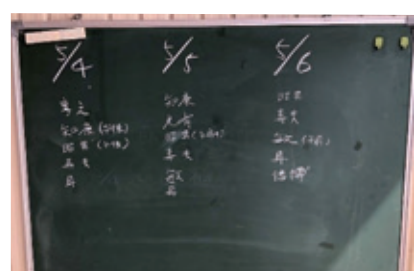
- **課題**：後継担い手に対する危機感を持っているが、ここ10年で存続が危ぶまれるほどではない。ただ減反率25~30%を維持しているため、これの管理に費用が発生する。転作作物として高付加価値作物を検討すると共に作付けも行ったが獣害がひどく作付け出来ない。また、従事者は7~8人前後の高齢者が中心となるため、おのずと限界がある。



除草作業の機械化



共同作業ミーティング



田植え作業への欠席を記名する黒板

1. 機械・農作業の共同化 ④

休耕田を復活させ、ほ場整備した農地を機械・農作業の共同化で守る



事例	市場集落協定							高島市	
面積 (ha)	協定参加者		協定参加者 (人)	協定参加者				協定開始	人・農地プラン 策定状況等
	田	畑		農家	法人 農業生産組織	非農家	その他 土地改良区等		
3.6	3.6	-	11	11	0	0	0	平成12年度	-
加算措置概要	-			棚田地域	-				

活用した地域資源 休耕田

地区状況・経緯

本制度の初期の頃は休耕田が間に入ると要件から外れたため、「中山間地域の対象地に休耕田をなくそう」ということで、役員、非農家も入って休耕田の草刈りをして本制度に取り組んだ。もしも農業をやめる人が出た際は、隣の人が面倒を見るという申し合わせを行った。

その後、平成16～17年には県の事業を活用してほ場整備を行った。整備後は高い法面ができ、草刈りが大きな負担となっている。

現在、家を継ぐ子どもたちと同居する農家は多いが、継承が課題である。

取組内容

■ **機械の共同化**：田植え機を共同購入しており、下市場生産組合が5月の連休に日程を合わせて代掻きと田植え、また必要な時に共同一斉防除を行う。

■ **稲刈り機・もみすり機**：個人で所持しているのが当面は現時点の体制で進める。
※現時点は、個人で収穫した米を気兼ねなく家族や付き合いのある人に送ったりと自由が利く。

■ **農作業は個人**：草刈り等その他の維持管理は個人で行う。耕起は個人で行うので、トラクター利用希望者には組合が貸し出す。

取組成果

■ **農地の維持管理**：休耕田を復活させて本制度の対象地にし、一体的な農地として維持活用してきた。

課題・展望

■ **課題**：
生産組合の平均年齢が65歳を過ぎており、今後協定者が減ることで共同利用する人も減り、個人の負担が大きくなることが予測される。
将来については、次世代への継承が課題である。



共同機械と組合作業場



休耕田を復活させた
ほ場整備によりできた法面



集落の風景